

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成29年度	健康福祉局	高齢介護課	平成28年度尼崎市老人いこいの家管理運営委託	126	結果	補助金としての支出	当該委託業務の内容は、具体的には、受託先の社会福祉協議会に対して、「健全な態の場の提供を目的に、本市が指定する各老人いこいの家の代表者と当該施設運営について、個別に業務委託契約を締結し、委託料を支払うこと」及び「各老人いこいの家の代表者に老人いこいの家が適正に運営されるよう必要な指導を行うこととなっていた。 しかし、実質的には、施設の運営管理費を市が一部補助する性質のものであり、委託料ではなく補助金に該当すると考えられ、補助金として取り扱うべきであった。 なお、平成28年10月以降は、平成29年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けて、住民主体の交流活動や介護予防に資する活動を充実するための補助事業へ転換されている。	○	平成25年度に実施した公開事業たな卸しにおける点検結果をふまえて、事業の見直しを検討し、尼崎市老人いこいの家管理運営委託事業は平成28年9月末日で廃止し、同年10月1日から「場」を活用した住民主体の介護予防活動に対する補助事業を新たに開始した。	改善済
平成29年度	経済環境局	経済活性化対策課 地域産業課 しごと支援課	産業振興事業事務委託	136	結果	再委託の事前承認漏れ	契約書の第4条第2項によると、「受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わずとすときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。」と定められている。 当該委託業務については、再委託について事前に口頭による承認はしているとのことだが、その証拠は確認できなかった。契約書の記載に従い、再委託の事前承認手続きを行い、その証拠を残す必要がある。	○	平成30年度より、再委託に関しては、事前に受託者より書面を受理し、承認を行っている。今後も契約書の記載に従い、書面により再委託の事前承認手続きを行っていく。	改善済
平成29年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	トレーニング指導等業務	302	結果	再委託の事前承認漏れ	契約書の第6条第2項によると、「受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わずとすときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。」と定められている。 当該委託業務については、第三者委託について事前に口頭による承認はしているとのことだが、その証拠は確認できなかった。契約書の記載に従い、再委託の事前承認手続きを行い、その証拠を残す必要がある。	○	平成30年度より、受託者が再委託を行うにあたり、事前に承認依頼を書面にて收受している。また、当該も、再委託の内容を適切なものと判断し、承認の決裁を行い、受託者へ承認を行っている。	改善済
平成29年度	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理運営業務委託	182	結果	委託料の支払遅延	業務委託契約書の第6条において、「委託料は、次の区分に従い委託者が指定する場所において受託者に支払うものとし、支払日は各月月末とする。」「前項の規定による委託料については、下表のとおりとする。」と定められており、請求書受領後各月月末(平成28年4月末、7月末、10月末、平成29年1月末)に支払うものとされている。 しかし、平成28年10月11日に受領した請求書についての支払が、平成28年11月10日となっていた。 これは担当者の事務処理誤りにより発生したものであるが、契約書の記載のとおり遅滞なく支払を行う必要がある。	-	今後同様の誤りが起こらないように課内職員に周知を行った。例月資金収支見込調表を用いて、支払いの有無の確認を毎月おこなうことを今年度から実施している。	非改善決定
平成29年度	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	花と緑のまちづくり推進事業業務委託	190	結果	委託料の支払遅延	業務委託契約書の第6条において、「委託料は、次の区分に従い委託者が指定する場所において受託者に支払うものとし、支払日は各月月末とする。」「前項の規定による委託料については、下表のとおりとする。」と定められており、請求書受領後各月月末(平成28年4月末、7月末、10月末、平成29年1月末)にそれぞれ同額を支払うものとされている。 しかし、平成28年10月11日に受領した請求書についての支払が、平成28年11月10日となっていた。 これは担当者の事務処理誤りにより発生したものであるが、契約書の記載のとおり遅滞なく支払を行う必要がある。	-	今後同様の誤りが起こらないように課内職員に周知を行った。例月資金収支見込調表を用いて、支払いの有無の確認を毎月おこなうことを今年度から実施している。	非改善決定
平成29年度	公営企業局	施設課	東部浄化センター建設その2工事委託	204	結果	方針決裁(実施決裁)の専決者の誤り	東部浄化センター建設その2工事委託(当該契約)を含む、尼崎市武庫分区分雨水貯留基本設計業務委託、尼崎市合流式下水道緊急改善計画評価業務委託の3つの契約については、「平成27年度に係る日本下水道事業団への委託事業について(取扱方針)」として、平成27年5月26日に日本下水道事業団への委託事業とする取扱方針について局長の決裁を受けている。 しかし、尼崎市事務処理規程表によると、承認された予算執行計画の範囲内で、次に掲げる支出負担行為の決定を行うこと、(1)工事(樹木の剪せん定、除草、しゅんせつ等の業務を含む。)の委託又は請負を行うこと、150,000,000円未満が副市長決裁となっていることから、当該方針決裁(実施決裁)については、市長の決裁を受けることが必要であった。 なお、当該委託契約の契約決裁については、「尼崎市東部浄化センター建設その2工事委託に関する協定の締結について」として、市長決裁を平成27年5月29日に受けている。	-	方針決裁(実施決裁)についても市長まで決裁を回議する必要があるが、契約実施の決裁時に、尼崎市事務処理規程を遵守し、市長まで回議しており、内容の確認行為は行っていることから、方針決裁について再度市長まで取り直す措置は行わず、今後については、平成30年度の組織改正により公営企業局に事務が移管されたところであるが、方針決裁及び事務処理について正しく処理を行い再発防止に努めることとする。	非改善決定
平成29年度	公営企業局	料金課	徴収事務等委託	216	結果	見積書の不徴収	尼崎市の契約事務マニュアル(委託編)においては、見積書の依頼は、一者随意契約及び特定随意契約の場合についても必要であることが記載されており、また、同様の規程が水道局契約規程第23条の9に定められており、一者随意契約の場合であっても、見積書の徴収が必要である。しかし、当該委託業務において、事業者から見積書の徴収を行っていなかった。 所管理によると、平成9年度より同一の業者と契約を締結しており、毎年度契約更新という形で契約更新決裁を受けていることから、契約単価等の変更があった場合は双方合意の上で契約更新しているため、別途見積書の徴収は行っていなかったとのことである。 毎年度、金額を含む契約内容を見直しの上で契約更新を行うべきである。したがって、契約事務を適切に行うために、見積書を徴収すべきである。	○	平成30年度の契約に際し、見積書を徴収したうえで契約更新を行ったところである。今後も、見積書の徴収を行ったうえで契約更新を実施していく。	改善済

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	都市整備局	公園維持課	記念公園	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの実施を依頼し、早急に指定管理者にその仕組の運用を開始させる必要がある。	○	指定管理者と締結する年度協定書には従前から暴力団排除に関する特約を付けていたが、その内容が全庁的に見直しされ、指定管理者と再委託先との契約に際しても、暴力団排除に関する特約に準じた規定を定めることとなった。これにより、平成29年度の指定管理者との年度協定書から新たな暴力団排除に関する特約を締結し再委託先から暴力団を排除するように対応している。今後、指定管理者が指定管理業務の一部を再委託する場合には、全ての再委託先と暴力団排除特約を付した契約書を交わすよう見直しを行った。	改善済
平成28年度	都市整備局	公園維持課	記念公園	63	結果	使用料の減免が認められていない駐車場の無料券の記布	駐車場の使用料については、尼崎市公園条例施行規則第9条において「条例第13条の規則で定める場合は、次のとおりとする。(1)本市内に存する次に掲げる施設が当該アからウまでに定める目的で公園(メイン・アリーナ暖房設備、メイン・アリーナ冷房設備、サブ・アリーナ冷房設備又は駐車場を除く。)を使用するとき。」と定められており、減額免除は認められていない。 指定管理者は、自主事業、指定管理事業ともに講師及び尼崎市体育協会の役員へ無料駐車券を渡しており、当該講師及び体育協会役員の駐車場料金相当額を駐車場使用料として尼崎市へ納付していないため、尼崎公園条例施行規則第9条違反となっている(なお、平成27年度に自主事業及び指定管理事業で実施した講座の講師、あるいは尼崎市体育協会役員に渡し、使用料を徴収していない駐車料金の金額は不明とのことである)。 尼崎公園条例施行規則第9条に従い、駐車場の無料駐車券は発行すべきでない。指定管理事業の講師等の駐車場使用料については、講師等から徴収すべきである。あるいは、指定管理事業の講師等の駐車料金は指定管理事業実施のための必要経費であると尼崎市と指定管理者双方が合意した上で、指定管理料の中から負担する必要がある。 一方、自主事業の講師の駐車場料及び体育協会の役員に駐車料金についても、講師から徴収するか、あるいは自主事業として指定管理者が負担する必要がある。	○	スポーツスクール等の指定管理者の自主事業の講師の駐車場使用料については、指定管理者が負担して本市に納めさせるとともに、その他の市の主催するスポーツ大会等の関係者の駐車場使用料については、本市スポーツ振興課にて駐車場使用料を負担することとした。	改善済
平成28年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	社会体育施設	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの実施を依頼し、早急に指定管理者にその仕組の運用を開始させる必要がある。	○	平成29年度より、指定管理者は再委託先から契約書と併せて暴力団排除に関する特約を徴取し、対応している。	改善済
平成28年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	社会体育施設	73	結果	回数券の現物確認	屋内プールの回数券(大人10回分の料金8,400円で11回分使用可能)については、台帳(管理簿)による管理を行い、定期的に台帳と現物の照合を行うべきであるが、屋内プールの回数券の台帳はあるものの定期的に台帳と現物の照合を行っていない。 屋内プールの回数券は金券と同様であり、定期的な台帳と現物の照合による現物管理がなされないことにより、横領や不正使用が行われる恐れがある。そのような事態に陥ることを防止するために、今後は、定期的に台帳と現物の照合を行う必要がある。	○	屋内プールの回数券について、定期的(1か月に1回)に台帳と現物の照合を行うほか、売り上げがある都度確認を行うこととした。 また、平成31年度より、社会体育施設の実施要項に記載の屋内プールの回数券について、定期的に管理台帳と回数券との確認を行う旨及び照合結果を指定管理者から市へ報告する旨を追記することとする。	改善済
平成28年度	教育委員会事務局	中央図書館	北図書館	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの実施を依頼し、早急に指定管理者にその仕組の運用を開始させる必要がある。	○	指定管理者と再委託先との契約書において、反社会的勢力の排除について規定していることを、契約書を現認することで確認した。今後も引き続き確認を行っていく。	改善済

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	教育委員会事務局	中央図書館	北図書館	81	結果	再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手	<p>尼崎市では、尼崎市暴力団排除条例が平成25年7月1日から施行されたことに伴い、尼崎市の契約先から暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を排除するため、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき、措置を講じている。指定管理者についても、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱第30条において、指定管理者が再委託を行う業務についても暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>しかし、現在、指定管理者からの再委託業務において、指定管理者が再委託先への契約書を作成する際に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力する等、再委託先が暴力団等でないことの確認が行われていない。</p> <p>指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。</p>	○	指定管理者と再委託先との契約書において、反社会的勢力の排除について規定していることを、契約書を現認することで確認した。今後も引き続き確認を行っていく。	改善済
平成28年度	市民協働局	ダイバーシティ推進課	女性・勤労婦人センター	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	<p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p>	○	平成30年度現在、尼崎市立女性・勤労婦人センターでは、すべての再委託において契約書を作成するとともに、すべての再委託において「暴力団排除に関する特約」に対する合意書を入力することにより、再委託先が暴力団でないことを確認している。	改善済
平成28年度	こども青少年本部事務局	こども家庭支援課	尼崎学園	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	<p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p>	○	平成29年度から尼崎市尼崎学園の指定管理にかかる仕様書において、新たに、「暴力団排除に関する事項」を設け暴力団を利することのないよう必要な措置を講ずることとした。上記の事項に基づき、指定管理者が指定管理業務の一部を再委託等する際は契約書を作成しており、再委託業者が暴力団でないことの確認として契約書と併せて暴力団排除に関する特約を付している。なお、契約書の写しについては、管理業務実施報告書提出時に添付させることとしている。	改善済
平成28年度	こども青少年本部事務局	こども家庭支援課	尼崎学園	126	結果	再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手	<p>指定管理業務の遂行に当たり、業務の一部を再委託する場合、再委託先が暴力団等でないことを確認する必要がある。しかし、指定管理者は、再委託先が兵庫県又は尼崎市の登録業者名簿に掲載されている業者であれば、再委託先が暴力団であることの確認は不要であると判断し、再委託先への委託契約書を作成する時に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力する等により、再委託先が暴力団等ではないことの直接的な確認を実施していなかった。</p> <p>指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。</p>	○	平成29年度から尼崎市尼崎学園の指定管理にかかる仕様書において、新たに、「暴力団排除に関する事項」を設け暴力団を利することのないよう必要な措置を講ずることとした。上記の事項に基づき、指定管理者が指定管理業務の一部を再委託等する際は契約書を作成しており、再委託業者が暴力団でないことの確認として契約書と併せて暴力団排除に関する特約を付している。なお、契約書の写しについては、管理業務実施報告書提出時に添付させることとしている。また、平成31年度の年度協定の要綱にも同様の暴力団排除に関する事項を追記し、仕組みを整備を行う。	未改善
平成28年度	健康福祉局	障害福祉課	たじかの園	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	<p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p>	○	平成29年4月1日締結の委託契約書において、再委託先から誓約書を徴取した。また、尼崎市立たじかの園の指定管理に係る仕様書に暴力団排除に関する事項として、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき、必要な措置を講ずることを定めた。今後は、契約書を作成せず再委託等する場合の修繕業務等についても、暴力団等に該当しないことを確認する誓約文を徴取することとする。	改善済

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	健康福祉局	障害福祉課	たじかの園	131	結果	市貨と重要物品の現物確認未実施	<p>尼崎市立たじかの園管理業務実施要綱8(2)には、「乙は、甲の所有に属する備品のうち、重要物品については、尼崎市公有財産規則に基づく現在の調査を行い、甲に報告すること。」と定められており、指定管理者は尼崎市所有備品のうち、重要物品について、年に1回現物を確認することとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、尼崎市貨との重要物品のうち、一部については現物を確認したものの、日常業務の繁忙により重要物品の現物確認の優先度は低いと判断し、すべての重要物品につき、年に1回、現物確認を実施できていない。このため、現状では、尼崎市立たじかの園管理業務実施要綱8(2)違反の状態となっている。</p> <p>また、公の施設に備えられている既存の備品等について尼崎市が把握・確認できる状態にないと、例えば引き継ぎや、備品買い替えの際、尼崎市と指定管理者間で備品等の責任の所在や費用負担に関して見解の相違が生じる恐れがある。このような見解の相違から生じるトラブルを防ぐ観点からも、備品台帳の更新のために、定期的に、指定管理者が備品の実在性を確認することを基本協定書等に明記し、指定管理者は、すべての備品の現物を定期的に確認する必要がある。</p>	○	備品の所在及び使用状況等の確認及び報告について、平成29年2月3日締結の基本協定書及び尼崎市立たじかの園の指定管理に係る仕様書に明記した。	改善済
平成28年度	健康福祉局	生活衛生課	弥生ヶ丘斎場	139	結果	適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施	<p>平成27年度尼崎市立弥生ヶ丘斎場の管理に関する年度協定書第6条において「業務完了後、指定管理者は業務完了報告書を尼崎市に提出するとともに、速やかに管理経費の精算を行う。指定管理者は精算において、当該管理経費に余剰が生じた場合は、尼崎市に返還するものとする。なお、当該管理経費に不足が生じる場合は、別途協議を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>しかし、「(2)指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、指定管理事業に要する経費である管理経費は指定管理料と同額になるように報告されていることから、管理経費の精算は行われていない。</p> <p>「(1)合理的な共通経費の按分基準の明確化(意見)」及び「(2)指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、適切な指定管理事業に要した管理経費の額を算定の上、精算を行う必要がある。</p>		共通経費については、従事人数比による按分により算出するよう、平成29年度の協定書に指定管理者に報告と精算を行わせる旨の規定を追加することとした。	未改善
平成28年度	健康福祉局	生活衛生課	弥生ヶ丘斎場	139	結果	高額な設備購入に係る不適切な負担と修繕費の未精算	<p>尼崎市立弥生ヶ丘斎場管理仕様書5.(3)において、「建物・設備の1件当たり500千円までの修繕は指定管理者の負担とする。500千円を超える修繕、工事は原則として尼崎市の負担とする。ただし緊急性の高いものや斎場の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者または指定管理者が指定する特定の工事業者が実施することが望ましいものについては、尼崎市と事前協議の上、指定管理者が施工する場合がある。」と規定されている。</p> <p>平成27年度において、火葬炉運転で使用する計装用・逆洗用空気圧縮機2台が平成24年度から毎年相次いで故障し、2台同時故障した場合、斎場の稼働を停止せざるをえない状況であった。指定管理者と尼崎市は協議の上、平成27年度は、指定管理者が電力供給先を見直したことでより光熱費が減少したこと、当施設設備に係る支出の負担が可能であったため、指定管理料から新規機器を1台(オイルフリースクロール圧縮機、税抜金額2,490千円)購入することとなった。</p> <p>本来、当支出は、尼崎市立弥生ヶ丘斎場管理仕様書5.(3)より、500千円を超える施設設備に該当する支出であること、また、通常指定管理料内で指定管理者が緊急的に支払可能な金額ではないことから、尼崎市が負担すべき内容である。また、2台同時故障した場合には尼崎市で唯一の斎場である当施設の稼働が停止してしまうこと、平成24年度から平成26年度に至るまでに当該2台は頻りに故障していたこと、及びその修繕費用として新設購入まで4,292千円も発生していることから、尼崎市が予算要求をしたうえで、設備更新をする機会があったはずである。</p> <p>以上より、平成27年度に購入したオイルフリースクロール圧縮機2,490千円は尼崎市の負担とし、指定管理者は、当該施設設備に係る支出の負担をせず、これとあわせて、「(3)適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施(結果)」に記載のとおり、適正な管理経費の実績額を算定の上、精算を行う必要があったと考えられる。なお速やかに指定管理料により購入した当該オイルフリースクロール圧縮機を、「斎場備品管理簿」に記載する必要がある。</p> <p>なお、平成27年度には、故障が相次いでいた2台中1台がすでに完全に使用不可能となっており、故障を繰り返す残り1台と新規取得1台により稼働している。完全に使用不可能となっている1台と現在も稼働している1台は同時期に取得されたものであり、今後、継続的な使用ができるか不透明であるため、所管課は、業務を継続できるような機械更新の計画を策定することが望まれる。</p>	○	当該オイルフリースクロール圧縮機については、平成28年度中に斎場備品管理簿に記載した。機械設備の更新については、斎場業務に支障をきたさないよう今後の整備計画を策定した。	改善済
平成28年度	都市整備局	住宅管理担当	市営住宅南部	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	<p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p>	○	平成30年度、南北指定管理者において、各業者(再委託先)とのすべての契約に際して「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力するよう改善した。	改善済

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	都市整備局	住宅・住まいづくり支援課	富松住宅	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	<p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p>		<p>指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合、当該第三者においても暴力団等に該当しない旨の誓約文を指定管理者を通じ再委託先から徴取し、市にその写しを提出する旨を、年度協定書に記載し、平成31年度からの次期指定管理期間より、再委託先が暴力団等でないことを確認する仕組みの運用を開始する。</p>	未改善
平成28年度	都市整備局	住宅・住まいづくり支援課	富松住宅	163	結果	保守管理業務についての契約締結漏れ	<p>尼崎市立富松住宅管理実施要項の「4. 乙が行う業務の内容(2)富松住宅の維持管理に関すること③保守管理業務に関すること」によると、保守管理業務については、「業者からの見積りを徴取の上、契約を締結し、その結果を市に報告すること」が定められている。</p> <p>平成27年度については、次のとおり、保守管理業務すべてについて見積の徴収及び契約の締結は行われておらず、請求書の入手のみとなっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道設備保守管理業務 ・貯水槽清掃等業務 ・排水管清掃業務 ・樹木剪定業務 ・除草業務 ・消防用設備等点検業務 ・特殊建物定期点検業務 <p>指定管理者によると、保守管理業務の内、貯水槽清掃等業務及び消防用設備等点検業務は共同事業者である「富松ナビ・みらい」の構成員が実施しているため、また、上記以外の保守管理業務については平成25年度に見積書を入力していたため、平成27年度の見積書の入手及び契約の締結は不要と判断したとのことであった。</p> <p>尼崎市立富松住宅管理実施要項に記載のとおり、保守管理業務については毎年見積書を徴収し、契約締結の上、その結果を尼崎市へ報告する必要がある。</p>		<p>保守管理業務については、保守管理点検業務等実施要領に基づき管理を行っており、当該費用についてはその他の管理と合わせて年間の委託料として指定管理者に支払っている。それぞれの保守管理費については、指定管理者の載量の範囲であるため、平成29年度より、尼崎市立富松住宅管理実施要項において、「業者からの見積りを徴取の上、契約を締結し、その結果を市に報告すること」の文言を削除した。</p>	非改善決定

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	市民協働局	国保年金課	国民健康保険料【延滞金・督促手数料】	52	結果	分割納付額計算への延滞金・督促手数料の反映漏れ	国民健康保険料納付誓約書を作成する場合に、同誓約書には、誓約対象保険料とともに、督促手数料や延滞金を記載する欄はある。しかし、督促手数料については特段の根拠なく、延滞金については、納付折衝時に尼崎市延滞金減免要綱に定める減免要件である困窮状態等であることを聞き取り、減免しているとのことで、納付誓約入力の際に、国民健康保険システムのプログラム上、延滞金の計算がされない設定になっていることから、延滞金・督促料を分割納付額に含めない同誓約書が作成されることとなり、それを市は許可している。さらに、分割納付誓約額を国民健康保険システムへ入力する時点で、これまでに発生している督促手数料及びこれまでに実質的に発生している延滞金が同システムの債権額として含まれていない状況である。 延滞金（尼崎市延滞金減免要綱に定める減免にかかる手続がされていることが明確である延滞金を除く）や督促手数料についても、国民健康保険システム上、債権として管理し、分割納付誓約者へ請求することが必要である。改善については、国民健康保険システムのシステム改修のタイミングにおいて、システム上、延滞金や督促手数料を計算できる仕組みを構築することが考えられる。		平成30年度から導入しているパッケージシステムにおいては、督促手数料及び延滞金の調定額を管理する仕組みが備わっており、同年度からは、それらの債権の収入状況等（調定額・収入済額・収入未済額）を管理することができている。 また、分納誓約時においては、当該誓約時点において実質的に発生している延滞金及び督促手数料の額を計算したうえで、誓約書を作成しているところである。 なお、延滞金の減免基準については、今後、債権管理条例の規定に基づき、全庁的な整備が行われる予定となっている。	未改善
平成27年度	市民協働局	国保年金課	国民健康保険料【被保険者証の更新】	53	結果	高額滞納者への種類の誤った被保険者証の発行	市では、既述のとおり、滞納国民健康保険料の早期解消のための施策のひとつとして、保険料の納付状況が当該年度の9月期分まで完納し、過年度保険料の二分の一以上を納付している世帯、あるいは、納付誓約を誠実に履行している世帯以外の滞納世帯に対しては、長期証ではなくて、短期証を交付し、納期限から1年以上経過した保険料を特別な事情なく滞納している被保険者へは資格証を交付することと定めている。 平成25年度から、平成26年度にかけて、現年度調定額（770千円、632千円）及び過年度の滞納額につき、全く納付のない状態でありながら、平成27年2月に資格証対象から除外され、短期証に更新された事例が発見された。 担当課によると、平成27年2月25日に来庁して、70千円の納付誓約と納付誓約とは別の400千円の一括納付を口約束した後に、市担当者が端末操作を誤ったため、システム上、平成27年2月27日の電算一括処理で資格証対象から自動除外されてしまい、短期証世帯に変更されてしまった。その後、70千円の納付誓約も400千円の一括納付もされることはなかった。 ただし、被保険者証については、当該被保険者の来庁があったものの納付交渉が決裂し、結果的に発行された短期証の引渡しはされていないとのことである。 現状の国民健康保険システムでは、過去からの滞納額の推移を一瞥して確認できる画面がなく、保険証の種類と滞納状況の関係性を確認できない。しかし、今後このような発行誤りを防ぐために、少なくとも高額滞納者については、被保険者証の発行が市のルールと通りに適切に行われているか否かを管理できる表の作成等により常時モニターする仕組みを構築することが必要である。	○	当該事例は、新たに資格証の交付対象となった世帯が証の発行前に分割納付誓約を締結した場合、システム上資格証対象世帯として認識されなくなるという旧システムの仕様により生じたものである。 新システムにおいては、当該事例と同様の処理を行った場合であっても、引き続き資格証対象世帯として認識されることから、今後、システムの仕様を原因とする事故は発生しないこととなった。 そのため、現在は常時モニターすることを要せず、適切に証の管理を行うことができている。	改善済
平成27年度	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険料	138	結果	滞納処分を行うべき	すべての滞納債権について、交付要求以外の滞納処分が行われていない。また、一部納付のない滞納債権について時効中断手続きもとられていないため、毎年1億円程度の不納欠損処分が行われている。なお、市によると、滞納処分が実施できていないことの一因として、滞納者数に対して徴収事務に従事する職員数が少ないことがあげられるということである。 介護保険料は地方自治法231条の3第3項に定める歳入であり、地方税法の滞納処分の特例によることできる（介護保険法第144条）。効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。 今後は、財産調査が滞納整理を進めていく上での出発点であることを認識の上、早急に財産調査を含めた滞納処分を行える体制を整えることを検討し、滞納処分を進めるべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけでなく、市税など調査能力の高い庁内の滞納者に関する情報の入手（個人情報目的外利用）も並行して行うことが望まれる。	○	納付のない滞納債権について従来通り、定期的な納付指導、認定申請に伴い行っている納付指導、窓口での納付指導を行う中で、平成28年4月より納付誓約書の提出を求め時効中断手続きを行っている。 また、滞納処分については、平成30年7月より法務支援担当の協力のもと、市民税課、資産税課、納税課に対して税情報照会を行う一方で、預貯金調査についても各金融機関へ行っており、平成31年1月末時点で、1件の金融機関口座の差押えを実施した。今後とも、各金融機関への調査結果に応じ差押えを順次実施していく。	改善済
平成27年度	健康福祉局	福祉医療課	老人保健医療費収入	147	結果	速やかに時効中断手続を実施すべき	現債務者である被保険者Aは、過誤納の事実が発覚した時点においてすでに死亡しており、法定相続人であるAの娘U、Uの死後はUの息子Oに対し債権の請求を行った。その後、息子Oが相続放棄した後は、さらに相続人であるOの兄弟3名（V-X）に請求の通知を行ったが、市の過払金の請求を本人の死亡後相続人へ請求する点につき、Oの親族から理解を得られなかったこともあり、市は平成22年度以降の4年以上、特段の手続を実施していない。 督促は法令上の時効中断の効力を有することから、相続人V.W.Xへの督促により速やかに時効中断を行い、回収の努力をするべきである。		法務支援担当課とヒアリングを行い、再度相続人V.W.Xの住所地確認を実施し、書面による通知や架電、訪問等により説明を行う予定である。具体的な債権回収方法等については、今後も法務支援担当課と検討を行っていく。	未改善
平成27年度	健康福祉局	北部保健福祉管理課 南部保健福祉管理課	生活保護費返還金等収入	161	結果	交渉記録は交渉内容が検証できるよう記載すべき	生活保護を開始されると、生活保護受給者ごとにケースファイルを作成し、生活保護の決定にかかる記録のほか、開始以降の家庭訪問時の状況や納付交渉の過程等に係る記録を関連資料と合わせて当該ファイルに保存することとなる。 抽出したケースファイルのサンプルの一つを閲覧した結果、交渉記録が「納付指導を行った」の一文のみで、実施した納付交渉の結果や把握した納付能力、今後の納付計画等の記録が全く記載されていなかった。 交渉内容が適切に記載されないと、管理職によるモニタリングや担当者交代時の引継ぎが適切に行えず、今後の納付計画の策定や回収方針の判断を適切に行えない恐れがある。今後は交渉内容を検証できるように交渉記録を記載すべきであると考える。	○	納付指導に関する交渉記録については、具体的な内容が分かるよう記録を行い、ケース記録として決裁処理する中で確認を行うことを複数回周知した後、平成30年度より実際に運用を開始している。	改善済

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	健康福祉局	北部保健福祉管理課 南部保健福祉管理課	生活保護費返還金等収入	161	結果	交渉中の債権について適時に債務承認を行うべき	ケースファイルの閲覧を行った結果、以下の交渉中のサンプルにおいて、債務承認が行われていなかった。 サンプル(C)(1)(O)においては、適宜納付交渉を行っているが、分割納付額が定まらないなどの理由により納付交渉が進まず、債務承認も行われていないままとなっている。 現状、分割納付を行う場合に取り交わす履行延期(分割納付)申請書において債務総額の債務承認を行うが、それ以外の債務承認手続は行ってない。納付交渉中の場合や一括納付の意思を見せた債権者については時効中断措置が図られないこととなるため、高額債権や交渉に時間がかかる場合は適時に債務承認手続を行うべきであると考えられる。		納付交渉を行っている中で、債務の返還に理解を示さなかったり、分割での納付方法を提示しても、分割納付額が定まらず、納付折衝に応じない場合があり、そうした処遇困難ケースについては債務承認が得られないことがあるが、今後、必要に応じ、個別ケースについて、債務承認を踏まえた交渉を個別に検討し実施していく(分割納付や一部納付以外で債務承認が得られた例はない)。	未改善
平成27年度	こども青少年本部事務局	こども入所支援担当	児童福祉費負担金	209	結果	保育所保育料滞納者に対する財産調査と滞納処分の実施	保育所保育料は地方税の滞納処分の例により処分することができる(児童福祉法第56条8項)強制徴収債権であるが、保育課では地方税法にて認められている財産調査(国税徴収法第141条)、その他滞納処分(地方税法第331条)の実施実績がない。 市町村には保育が義務づけられており(児童福祉法第24条)、保育所保育料滞納を理由として保育を停止することが法的に困難であるとのことであることから、効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。今後は、財産調査が滞納整理を進めていく上での出発点であることを認識の上、早急に財産調査を含めた滞納処分を進めていくべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけではなく、税務部など調査能力の高い庁内の所管部局課が収集した滞納者に関する情報の入手(個人情報目的の再利用)も並行して行うことが望まれる。		滞納処分を実施するには、給与照会や口座調査などの財産調査に係る事務が新たに追加となるほか、実際の滞納処分を実施するには法的な専門知識が必要となる。 しかしながら、現在の組織体制において、収納管理業務の担当者も他の業務と兼務であり、新たな取組みに手が及ばない状況であった。 このような状況の中、保育料滞納に係る対応方針や現状の課題整理、対応策の充実等を図るための体制強化として平成29年度向け政策要求及び平成30年度向け定数要求をしたところであるが、「既存業務の負荷軽減や効果的な収納率向上対策のためには、業務執行体制見直し検討会議の中であり方を検討していくべき」といった理由により、両年度とも査定結果は不採択であった。 一方で、平成30年度から債権管理条例が施行され、同時に適正な債権管理を支援する組織として法務支援担当が新設された。今後は法務支援担当に児童福祉法第56条第7項の滞納処分の条件に係る解釈の他、実務におけるノウハウの提供を依頼する等、滞納管理事務の推進に向けた連携を図るものとする。更に、新たな取組として、平成31年1月から9月末までの間、法務支援担当の職員に保育料債権管理事務に係る兼職辞令が発令がなされたため、ノウハウを有する兼職職員による滞納処分を実施する。 また、債権管理の一元化についても全庁的な検討に合わせて対応していきたい。	未改善
平成27年度	こども青少年本部事務局	児童課	児童育成収入	217	結果	納付誓約書の入手を徹底すべき	サンプルとして抽出した債権について関連証書を閲覧したところ、滞納者から納付誓約書が入手されていないものが次表のとおり発見された。 また、一旦、納付誓約書入手し、新たな納期限を設定した納付計画を設定したものの、新たな納期限を過ぎても納付が行われておらず、その後の納付誓約書の見直しが行われていないものが次表のとおり発見された。 時効の進行を防ぐために納付誓約書の入手を徹底すべきである。 特に、新規発生がある場合には、毎年度分割納付誓約の見直しを行わなければ、過年度分に加えて現年度分も発生し続けることから、前年度よりも返済額が高額となり、回収が滞る要因になる可能性が高い。また、すべての現年度分について、債務承認行為による時効中断の措置をとるためにも、分割納付誓約を毎年見直すべきである。		現在も継続的に電話、訪問、文書の送付等の手段により折衝を行い、納付誓約を入手することで時効の中断措置を講じ、計画的に債権回収が行えるよう努めているが、なかなかこちらの措置に応じてくれる者が少なく、成果が思うように挙げられていない。 また、一旦、納付誓約書入手し、新たな納期限を決定した後、当該納期限を経過しても納付されない債権についても、電話、訪問、文書の送付等により納付交渉を再度行い、直近の時点における、財産・負債や生活の具体的な状況から現在の納付能力を把握し、個々の債務者の状況に応じた納付誓約の見直しを実施し、時効の中断措置や債権回収に努める。	未改善
平成27年度	経済環境局	しごと支援課	しごと支援施設使用料	230	結果	分割納付誓約書の文書化	当該債権は、過去にしごと支援課の管轄施設であったが、現在は廃止されている施設の食堂事業者として使用許可を受けていたA株式会社に対する行政財産目的外使用料である。市は、A株式会社収益悪化等の主張により平成23年6月に毎月30千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成26年1月には、分割納付額を減少させ、毎月10千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は2回とも口頭で行われているとのことであるが、平成23年6月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決裁等についての文書は残されていない。 なお、平成26年1月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成25年度収入未済額に係る平成26年度への繰越決裁に引き継がれている。 口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書入手すべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも、口頭より分割納付誓約を受け、それを許可した記録を詳細に残す必要があった。今となっては、記録を残すことは不可能であり、早急に債務承認書を入力するか、分割納付誓約の文書化を行う必要がある。また、関連する条例や規定(「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」、「尼崎市公有財産規則の運用について」)には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第155条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当様式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。		平成30年6月12日簡易書留で分割納付誓約書及び分割納付書(1万円)を送付後、同月26日会社訪問し、分割納付誓約書を既に郵送しているので署名捺印のうえ返送してもらうよう依頼した。平成30年度についても1万円ずつ分納しており、11回分納済み(2月25日現在) なお、市としては、平成28年度以降、面会することに、分割納付誓約書を作成のうえ、署名捺印してもらう働きかけてきているところである。現状においては文書ではなく口頭での分割納付誓約となっているものの、滞納されることな毎月1万円が納付されている。今後についても相手方への訪問時に、確実な納付とともに分割納付誓約書の作成について引き続き働きかけていく。	未改善

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	住宅家賃	252	結果	不納欠損処理は適切な債権放棄の手續きに基づいて実施すべき	<p>一部の住宅家賃について、議会の議決による債権放棄を行わず、都市整備局長決裁にて不納欠損処理を行っている事例が発見された。</p> <p>市では、平成27年度に市長決裁にて住宅家賃の不納欠損処理方針を定め、平成13年度に方針の一部改正を行い、運用している。住宅家賃の不納欠損処理に係る市の方針は以下のとおりであり、市は当該方針に基づき毎年不納欠損処理を行っている。</p> <p>地方自治法上、原則として私債権について債権放棄を行うには議会による債権放棄の決議が必要である(地方自治法第96条第1項第10号)。</p> <p>市長の決裁により定められた方針に基づき、議会の議決を行わずに不納欠損処理を行うことは、債権の消滅が確定したわけでない債権の放棄について、本来議会が債権放棄を意思決定する必要があるにもかかわらず、市長にその意思決定を委任してしまっていることと同義である。</p> <p>債権の消滅が確定していない債権についての不納欠損処理の実施にあたっては、議会にて債権放棄の議決を行うべきである。</p>		平成27年度以降は不納欠損処理を行っていない。平成30年4月1日に施行された債権管理条例により、議会の議決を経ず債権放棄できるようになった。平成30年11月からは、徴収困難案件の回収業務を弁護士に委託し、案件の精査を行っているところであり、債権管理条例に基づく債権放棄が可能なものについては、債権放棄後、不納欠損処理を行う予定である。	未改善
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	住宅家賃	253	結果	強制執行による債権回収及び明渡しの要求を行うべき	<p>過年度に家賃の支払等をめぐり訴訟となった案件について、判決により市の勝訴が確定しているにも関わらず、強制執行が行われていないため、債権の回収ができていない事例が発見された。</p> <p>サンプルで閲覧したA氏、B氏については、過年度に家賃の支払をめぐり訴訟となったものである。A氏、B氏はともに平成8年度の公営住宅法の改正により、従来一律に課せられていた家賃が平成10年度から応能応益方式になったことを不服として家賃の支払を拒否し、改正前の家賃を供託している。いずれも平成20年2月に市が勝訴しており、A氏、B氏はそれぞれ滞納債権の支払を行うことが判決で確定した。しかし、その後A氏、B氏ともに滞納債権及びその後の家賃を全く支払っていない。それにも関わらず強制執行による債権の回収は行われていない。</p> <p>本来家賃は全額支払うことが原則である。そのため、家賃を払わず入居を続ける者に対し、明け渡しを要求せず、また、強制執行を実施しないことは、他の入居者との不公平を招くことになる。</p> <p>そのため、これらについては、明け渡しを要求し、また、強制執行による債権の回収を実施すべきである。</p>		A氏については、相続人に対し応能応益制度に基づく適正家賃の賦課及び支払の交渉を継続して実施した。その中で、適正家賃賦課に必要な資料の提出を求めた上で、資料提出後、適正家賃の賦課を行う説明により、相続人からは納付について一定の理解を得たところである。平成30年11月現在、必要資料の提出を求めており、資料提出後、適正家賃を賦課し、当月家賃と滞納家賃の請求を予定している。 <p>B氏については、再度訴訟を提起する事も踏まえた上で、粘り強く交渉を続けた結果、応能応益制度に基づく適正家賃の支払いに納得し、適正家賃賦課の当月分家賃の納付ならびに、過去の滞納分についても債権の回収が行えた。</p>	未改善
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	住宅資金貸付金回収金	264	結果	滞納者と納付交渉を行うべき	<p>滞納債権について、長期間納付交渉が全く行われていない事例が発見された。</p> <p>D氏の事案は、昭和61年7月以降納付がなく、平成8年3月までは納付交渉が行われていた。その後、平成9年12月までは訪問を行っていたが、それ以降納付交渉が行われていない。</p> <p>また、F氏の事案は、平成9年1月以降納付がなく、平成10年9月までは納付交渉が行われていたが、それ以降納付交渉が行われていない。</p> <p>D氏、F氏ともに平成26年度末時点ですでに時効が到来してしまっている。また、市によると、納付交渉が行われていない理由は不明ということである。</p> <p>債権は全額回収することが原則であり、正当な理由なく納付交渉を中断すべきではない。また、金額が一定以上等、重要な債権については、毎年一定時期に債権管理状況のモニタリングをする等、納付交渉漏れを防止する仕組みを整備することも検討すべきである。</p>		借受人の死亡や行方不明等により、その後の調査が不十分で長期間納付交渉が行われていない事案については、平成28年度及び29年度に居所調査を行った。そのうち2名については、居住先が判明し、納付交渉の結果、借受人より時効の援用があった。時効の援用がない限り、債権は消滅しないため、残りの対象者についても、住民票再調査の結果、把握できた者等は可能な限り、納付交渉を行い納付交渉漏れ防止に努めるが、平成30年度については、新たに把握できた者等はなかった。	未改善
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	市営住宅維持管理負担収入	270	結果	適切な滞納整理を実施するべき	<p>滞納者から納付誓約書を入力していないため、債務承認が行われておらず、債権について時効が進行している。</p> <p>住宅管理担当によると、近年の滞納整理について、住宅管理担当の延滞債権の中心となる住宅家賃に注力してきたこともあり、住宅家賃と異なり維持管理負担収入については、納付誓約書を入力していないことである。また、訴訟についても、納付誓約書の入手と同じく住宅家賃のみを対象とし、市営住宅維持管理負担収入はその対象としていない。</p> <p>しかし、債権管理の観点から、債権ごとの管理のみではなく、債務者ごとの債権管理という視点を持ち、住宅家賃の滞納整理に合わせて同一滞納者の市営住宅維持管理負担収入についても滞納整理を実施すべきである。</p>		平成30年度については、家賃同様に滞納する者には、督促状を送付し、一括での支払いが困難なものには、分納誓約を取得し、当月分の回収と滞納分の回収を行っている。滞納家賃の支払い時に市営住宅維持管理負担収入の分納誓約を実施している。分納誓約を取得したことで、債務承認をさせ、債権管理もっている。	未改善

平成25年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成25年度	健康福祉局	高齢介護課	高齢者施策	112	結果	特別養護老人ホームの土地無償貸与について	特別養護老人ホームの土地の買収、及び整地に要する費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し所有の土地を無償で貸与している。これは充実した介護保険制度の発足を旨として、特別養護老人ホームを迅速に整備する必要性があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与するとした当時の判断に合理性は認められる。しかし、現在では特別養護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則有償貸与への変更の要否を検討する必要がある。		公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一の基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その際「3年以内の方針を固める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後庁内での検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。その後、既存施設の法人に対して、資産統括局を中心に説明会を適宜開催するなど、見直しに向けて協議を行ってきたところであるが、これまでの協議状況及び社会情勢等を踏まえ、今後、平成30年度～平成32年度の間は法人との貸付料有償化に係る協議を休止することとした。協議再開については、その時点の社会情勢等を勘案した上で具体的な協議方法等を含め判断する予定である。	未改善
平成25年度	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	183	結果	グループハウス事業継続の必要性について	当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考えるが、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。		当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設である。現在では、受託法人の自主事業として、地域の子ども達との多世代交流が盛んになってきているとともに、地域住民を対象にしたいきいき百歳体操を活用した健康づくり教室などの新たな介護予防事業の試行的実施が検討されるなど、地元と密着した地域活動の充実、活性化に寄与する施設となりつつある。当該施設の今後のあり方等については、こうした状況等を踏まえつつ、引き続き高齢者に対する施設サービスの動向等を十分に勘案する中で慎重に検討を行う。	未改善
平成25年度	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	186	結果	食事サービス事業の継続の要否について	近隣市のうち、伊丹市は同種の事業を実施しておらず、西宮市は利用者の減少及び同事業に対する民間事業者の参入等を理由として平成24年度をもって事業を廃止している。尼崎市においても利用者数、配食数ともに年々減少している状況であり、介護事業者による高齢者向け配食サービスも実施されていることから、あえて行政がサービスを提供する必然性はない。当該事業が行政によって行われる意義は、配食を通じて安否の確認や孤独の解消を図り、もって高齢者の在宅生活を支援することにあると考えられるが、市では当該事業の他にも見守りや安否確認に関する同様の事業が整備されており、当該事業を実施する意義は乏しいと考えられる。そのため、見守りや安否確認に関する他の事業を勘案し、事業廃止の要否について具体的な検討が必要である。		本市では単身や高齢のみの世帯が多いことから、本事業は配食サービスを通じてバランスのとれた良い食事の摂取を支援するとともに、配達時に安否確認を行うことで、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立して生活を送ることに対する支援となっている。また、高齢者の介護予防の推進と市民の健康づくりを市政の重要な課題として捉え、ヘルスアップ尼崎戦略事業を全庁横断的に実施しているところであり、当該事業については、高齢者の見守りとともに、介護予防対策に必要な栄養の確保と口腔機能の低下予防に寄与する事業として、当分の間継続し、国の「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を参考にする中で、引き続き配食を通じた健康支援の推進に取り組む。	未改善

平成24年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成24年度	資産統括局	納税課	収納事務	163	結果	延滞金額の網羅的な把握について	延滞金の徴収は、担当者が納税指導を行っているが、納税者の理解が得られない場合があり、結果的に納税の公平性を欠いている。 そのため、今後、税務システムの改修に向けた検討が必要である。		現在、税務システムの再構築を進めており、新システムにおいては延滞金額の網羅的な把握ができるシステムが標準仕様となっていることから、新システム稼働開始となる平成32年度より対応予定である。	未改善
平成24年度	資産統括局	納税課	収納事務	165	結果	延滞金データの保存について	過去の納付実績や延滞金の残高等を別途網羅的にかつ正確に管理することは実務上相当の困難を伴うとのことであるが、納税の公平性を確保し、また財源の確保を図るためにも、税務システムの改修に向けた検討を進める必要がある。		現在、税務システムの再構築を進めており、新システムにおいては延滞金データの保存ができるシステムが標準仕様となっていることから、新システム稼働開始となる平成32年度より対応予定である。	未改善

平成23年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	本庁体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設置しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、次期（平成34年度～）の指定管理者の指定に併せて、自動販売機の設置の手法についても検討を進める。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	小田体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設置しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、次期（平成34年度～）の指定管理者の指定に併せて、自動販売機の設置の手法についても検討を進める。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	大庄体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設置しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、次期（平成34年度～）の指定管理者の指定に併せて、自動販売機の設置の手法についても検討を進める。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	立花体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設置しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、次期（平成34年度～）の指定管理者の指定に併せて、自動販売機の設置の手法についても検討を進める。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	武庫体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設置しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、次期（平成34年度～）の指定管理者の指定に併せて、自動販売機の設置の手法についても検討を進める。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	園田体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設置しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、次期（平成34年度～）の指定管理者の指定に併せて、自動販売機の設置の手法についても検討を進める。	未改善

平成22年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成22年度	市民協働局	園田地域振興センター	福祉会館	51	結果	境界が不明確なことについて	東隣接地は個人の住宅及びガレージであるが、境界が明確でなく、白地図では隣人の住宅及びガレージが当該地にかかっているが、境界標が設置されておらず、隣接地との境界が不明確である。		境界標を設置しなければならないことは認識しているが、本市の財政状況等を勘案した結果、本市におけるすべての市有地に境界標を設置していくことは不可能であるため、今後、土地の売却等の方針が確定した際に、また境界標の設置の必要性が高まった際には、境界標の設置に向けて調整していく。	未改善
平成22年度	市民協働局	園田地域振興センター	福祉会館	117	結果	土地の早期合筆手続きについて	当該土地については、速やかに土地の合筆登記の手続きを行うべきである。		合筆登記の手続きを行うべきとは認識しているが、境界確定がなされていないため、今後、土地の売却等の方針が出るなど変動要素が生じた場合に合わせ、境界確定の調整を行い、合筆登記の手続きを行う。なお、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく。	未改善
平成22年度	こども青少年本部事務局	保育管理課	(旧)猪名寺保育所	147	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。		当該管理の土地の一部に不法占拠されている部分があることから、河港課に所管換えをしていない。今後については、不法占拠の解消に努めていくとともに、不法占拠解消後には、所管換えの協議を進めていく。	未改善
平成22年度	都市整備局	市街地整備課	戸ノ内開発事務所公共用地	164	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	当該用地については道路用地に供用されているため、所管換えを行い、行政財産に振替える必要がある。		当該土地を含む周辺道路用地130筆の分合筆登記の手続きが平成28年12月に完了し、その後、管理部門と道路用地の引継及び市道新規認定に向け協議を行い、平成30年度内の引継に向け、安全施設設置工事を施行中であり、工事完成後に引継及び公有財産台帳からの削除を行うことで協議を進めている。	未改善
平成22年度	都市整備局	公園維持課	公園用地	272	結果	賃借権の登記について	平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で公園用地として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃貸借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、(地主は)同意する」(第8条)とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり(法第238条第1項第4号)、取得の手続きに瑕疵がある(規則第16条、運用2-2(1))。		平成元年4月1日締結の土地賃貸借契約書における「賃借権の設定登記を申請するときは同意する」との記載は、現時点の土地賃貸借契約書にはないことから、賃借権が未登記であることは、手続き上の瑕疵に当たるとは考えていない。 当初は用地取得に向け交渉していたが、土地所有者の当面売却はしないという意向により早期取得を断念し止む無く賃借したものである。その後、用地取得などの協議を継続させながら、人工地盤等の整備工事を行い、その工事を概ね完了していた。そのため、契約更改に当たり、当該土地は用地取得することが主目的であること、また、供用開始する公園と道路があり、都市公園法及び道路法により私権の制限がかかることから賃借権を設定する必要がなくなったため賃借権設定登記の記載を削除した。 平成30年度については、平成31年度の賃借料見直しの交渉を実施したが、協議は進まず、従前どりの金額で賃借料の支払いを行うにとどまった。	未改善